

平成 29 年度 一般廃棄物最終処分場の維持管理記録

施設の名称 : E C クリーンセンター瑞穂  
施設の位置 : 弘前市大字常盤野字上黒沢 97

## 1. 埋立廃棄物の種類及び数量

(单位: kg)

種類	平成 29 年									平成 30 年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
焼却灰等	789,420	1,186,160	1,009,120	952,710	1,297,990	206,180	177,390	817,770	682,970	789,850	485,390	200,870	8,595,820
清掃ごみ（土砂、泥土等）	303,085	232,085	109,050	114,170	142,120	83,245	298,550	87,530	0	0	0	70,850	1,440,685
災害廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浸出水処理残渣	325	530	525	350	540	560	580	585	335	765	665	835	6,595
その他不燃物等	6,165	120	195	440	650	220	165	180	0	115	0	115	8,365
計	1,098,995	1,418,895	1,118,890	1,067,670	1,441,300	290,205	476,685	906,065	683,305	790,730	486,055		

## 2. 埋立残余容量

測定年月日	総埋立容量 (m <sup>3</sup> )	残余容量 (m <sup>3</sup> )
平成 29 年 11 月 24 日	65,700	3,403.3

### 3. 檢査状況

#### 4. 水質検査結果

##### (1)放流水を対象とした定期検査（月1回）

(採水地点：水処理施設の消毒槽)

試料採取日 (結果報告収受日)	平成29年									平成30年			排水基準	
	4月 4/24 (5/11)	5月 5/9 (5/29)	6月 6/8 (6/30)	7月 7/4 (7/26)	8月 8/8 (8/28)	9月 9/19 (10/11)	10月 10/10 (11/2)	11月 11/8 (11/24)	12月 12/8 (12/28)	1月 1/9 (2/1)	2月 2/8 (2/26)	3月 3/1 (3/20)	※1) 法定基準	※2) 自主基準
検査項目														
水温 (℃)	14.3	15.5	16.1	16.8	17.3	16.5	15.5	14.7	11.6	13.5	13.3	11.0		
水素イオン濃度 (pH)	6.9	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.7	6.9	7.2	7.4	5.8～8.6	6.5～8.5
生物化学的酸素要求量 (mg/L) (BOD)	45	17	4.6	1.3	1.3	1.8	2.1	<0.5	2.3	2.6	1.9	1.6	60 以下	20 以下
化学的酸素要求量 (mg/L) (COD)	38	7.1	10	9.7	8.6	9.4	12	12	22	16	16	13	90 以下	40 以下
浮遊物質量 (SS) (mg/L)	8	13	<1	5	2	5	7	9	7	3	6	4	60 以下	20 以下
溶解性鉄含有量 (mg/L)	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	10 以下	10 以下
大腸菌群数含有量 (個/cm³)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000 以下	3,000 以下
窒素含有量 (mg/L)	23	22	13	14	11	14	19	25	32	32	32	31	120 以下	120 以下
水質異常時の措置	異常の有無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無		
	措置年月日	5/11												
	措置の内容	※3)原因究明												

※1 排水基準の法定基準とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ」で定める基準値である。

※2 排水基準の自主基準とは、上記基準に上乗せする形で設定した施設基準値である。

※3 生物化学的酸素要求量(BOD)の自主基準値超過の原因については、水槽の清掃作業に伴う影響によるものと特定。

## (2)放流水を対象とした多項目検査

(採水地点：水処理施設の消毒槽)

検査項目	試料採取日(結果報告收受日)	※1)「省令第1条第2項第14号ハ」に掲げる項目	※2)「省令第1条第1項第3号ロ」に掲げる項目	※1) 省令で定める排水基準	※3) 許容限度
		H29.10.10 (H29.11.2)	H29.11.27 (H30.2.2)		
水温 (℃)		15.5			
アルキル水銀化合物 (mg/L)		不検出			検出されないこと
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 (mg/L)		<0.0005			0.005以下
カドミウム及びその化合物 (mg/L)		<0.003			0.03以下
鉛及びその化合物 (mg/L)		<0.01			0.1以下
有機隣化合物(パラチオノ、メルバチオノ、メルジタン及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネト(別名EPN)に限る。) (mg/L)		<0.1			1以下
六価クロム化合物 (mg/L)		<0.05			0.5以下
砒素及びその化合物 (mg/L)		<0.01			0.1以下
シアン化合物 (mg/L)		<0.1			1以下
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		<0.0005			0.003以下
トリクロロエチレン (mg/L)		<0.01			0.1以下
テトラクロロエチレン (mg/L)		<0.01			0.1以下
ジクロロメタン (mg/L)		<0.02			0.2以下
四塩化炭素 (mg/L)		<0.002			0.02以下
1,2-ジクロロエタン (mg/L)		<0.004			0.04以下
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.02			1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		<0.04			0.4以下
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		<0.1			3以下
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		<0.006			0.06以下
1,3-ジクロロプロパン (mg/L)		<0.002			0.02以下
チウラム (mg/L)		<0.006			0.06以下
シマジン (mg/L)		<0.003			0.03以下
チオベンカルブ (mg/L)		<0.02			0.2以下
ベンゼン (mg/L)		<0.01			0.1以下
セレン及びその化合物 (mg/L)		<0.01			0.1以下
1,4-ジオキサン (mg/L)		<0.05			0.5以下
ほう素及びその化合物 (mg/L)		<1			50以下
ふつ素及びその化合物 (mg/L)		<0.8			15以下
アソニア、アソモウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		9.4			200以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) (mg/L)		<0.5			5以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) (mg/L)		<0.5			30以下
フェノール類含有量 (mg/L)		<0.5			5以下
銅含有量 (mg/L)		<0.3			3以下
亜鉛含有量 (mg/L)		<0.2			2以下
溶解性マンガン含有量 (mg/L)		3			10以下
クロム含有量 (mg/L)		<0.2			2以下
燐含有量 (mg/L)		<0.03			16以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)			0.000096		10以下
水質異常時の措置	異常の有無		無	無	
	措置年月日				
	措置の内容				

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 許容限度とは、「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第1条の2」で定める許容限度のことである。

## (3)周辺地下水を対象とした定期検査（月1回）

(採水地点：地下水観測井)

※1)検査項目		試料採取日 (結果報告収受日)	平成29年									平成30年		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			4/24 (5/11)	5/9 (5/29)	6/8 (6/30)	7/4 (7/26)	8/8 (8/28)	9/19 (10/11)	10/10 (11/2)	11/8 (11/24)	12/8 (12/28)	1/9 (2/1)	2/8 (2/26)	3/1 (3/20)
上流側	水温(°C)	7.8	9.3	9.3	10.3	10.7	12.5	11.6	13.5	10.7	10.5	12.3	10.6	
	塩化物イオン(mg/L)	9	9	9	9	11	5	7	5	5	9	10	10	
	電気伝導率(mS/m)	6	5	6	8	9	5	5	4	4	5	7	9	
下流側	水温(°C)	10.8	10.8	10.8	11.3	11.8	11.5	10.8	11.3	10.2	11.1	11.6	10.3	
	塩化物イオン(mg/L)	36	74	130	160	170	230	170	280	300	390	390	22	
	電気伝導率(mS/m)	17	32	52	59	68	76	68	85	120	130	140	12	
水質異常時の措置	異常の有無	5月以降、下流側地下水において塩化物イオン及び電気伝導率の増加がみられたため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第1条第2項第10号口に基づく水質検査を実施したが、水質異常は確認されなかった。電気伝導率等の増加原因を究明したところ、浄化後の処理水が排水路の損傷部から流出しているのを確認し、流出部処置後において、電気伝導率等の濃度低下がみられたため、原因を「処理水の浸出による影響」と特定した。なお、平成30年3月末現在では、電気伝導率等の濃度は通常値となっており、安定している。												
	措置年月日													
	措置の内容													

※1 測定項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号ハ」に準じた項目である。

## (4)周辺地下水を対象とした多項目検査

(採水地点：地下水観測井)

試料採取日 (結果報告収受日)	※1)「省令第1条第2項第10号口」に掲げる項目			※2)「省令第1条第1項第1号口」に掲げる項目		※1) 省令で定める水質基準	※3) 環境基準
	上流側	下流側	下流側	上流側	下流側		
	H29.5.9 (H29.5.29)	H29.5.9 (H29.5.29)	H30.3.1 (H30.3.26)	H29.11.27 (H30.2.2)	H29.11.27 (H30.2.2)		
水温 (°C)	9.3	9.8	10.6				
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	
総水銀 (mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005			0.0005 以下	
カドミウム (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003			0.003 以下	
鉛 (mg/L)	0.001	0.001	0.002			0.01 以下	
六価クロム (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005			0.05 以下	
砒素 (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	
全シアン (mg/L)	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	不検出	不検出	不検出			検出されないこと	
トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	
テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	
ジクロロメタン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002			0.02 以下	
四塩化炭素 (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002			0.002 以下	
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004			0.004 以下	
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002			0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004			0.04 以下	
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01			1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006			0.006 以下	
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002			0.002 以下	
チウラム (mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006			0.006 以下	
シマジン (mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003			0.003 以下	
チオベンカルブ (mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002			0.02 以下	
ベンゼン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	
セレン (mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001			0.01 以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005			0.05 以下	
塩化ビニルモノマー (mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002			0.002 以下	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)				0.034	0.057		1 以下
水質異常時の措置	異常の有無	無	無	無	無	無	
	措置年月日						
	措置の内容						

※1 省令とは、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」のことである。

※2 省令とは、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場の維持管理の基準を定める省令」のことである。

※3 環境基準とは、「ダイオキシン類対策特別措置法」に掲げる「水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」のことである。